

編集後記

今年度のトピックスとしてはこども家庭庁の発足があります。「子どもと真ん中社会」の実現を岸田首相は訴えました。同時に前年に成立し、本年度から「子ども基本法」が施行されました。子ども基本法は第一条に「この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う 全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする」とされています。そして、「児童の権利に関する条約」では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が示されています。特に「参加する権利」には、12条に「意見表明権」が示されています。また、意見表明権と共に、あまり知られていないのですが「聴かれる権利」が規定されています。「児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。」とされたものです。しかし、わが国ではこのことが十分に実践されておらず、子どもを抜きにして、子どもの重大なことが決定されてきました。「私たちのことを私たち抜きで決めないで (Nothing About us without us)」というのは、障害者権利条約を具現化するスローガンですが、子ども分野もまた、まったく同じスローガンが必要なのです。

このこともあり、令和4年の児童福祉法改正を受け、都道府県は令和6年4月から「児童相談所や児童福祉施設における意見聴取」「意見表明等支援事業」「子どもの権利擁護に関する環境整備」について取り組む事となりました。子ども虐待対応の渦中に置かれる子どもたちが、自己のこれからが決まっていく重大な局面において、「聴かれる権利」がどのように実践されていくのかが注目されます。虐待を受けることは、子どもの声を奪ってしまいます。ひっそりと息をひそめ、自己の意見を表明しないで生き延びてきた子どもたちの声をいかに聴くのかというテーマがあります。今年は、「子どもと真ん中社会」の実験のための、画期となる年となってほしいものです。

さて、本年は3つの原著論文と1本の書評を報告することができました。本学の社会福祉研究所の特徴である福祉と教育分野をフィールドとした、多彩な論文が掲載されたと思います。あらためて、査読者には感謝申し上げます。これらの取り組みが、「子どもと真ん中社会」の実現に少しでも貢献することを期待します。さらに、多数の論文が投稿されますよう、研究所員の皆様をお願いして、編集後記とします。

運営委員 鈴木浩之